

# 第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)

## 【証明書作成方法のご案内】

### <中央ろうきん>iDeCo Web申込みをされるお客様へ

「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)」は、公務員等[共済組合員]の方がiDeCoに加入する際に、事業主(お勤め先)にてiDeCoの加入者資格を証明する重要な書類です。

第2号被保険者[公務員等(共済組合員)]の方がWeb申込みにてiDeCoの加入を希望される際には、「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)」を事前に作成のうえ、Web画面上にてアップロードいただく必要がございます。

#### ■証明書作成からご登録までの流れ

本書類[「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)」]を印刷いただき、

①「1. 申出者の情報」に申込みされる方の氏名等をご記入のうえ、**事業主(お勤め先)のご担当者さまにご提出※1**ください。

② 本書類が事業主(お勤め先)よりお手元に戻りましたら、「2. 掛金額区分」(および企業型確定拠出年金に加入している方は「3. 企業型確定拠出年金の加入状況」)をご記入いただき、**Web申込みのマイページにログイン後、「加入申込み」の「書類アップロード・お勤め先情報登録」画面にて、「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)」を、アップロード(撮影)※2**してください。

※1 ご提出先は事業主(お勤め先)の人事関連部署(総務人事課、職員課等)にご確認ください。

※2 PCの方は画像ファイル(pdf、png、jpg)、スマートフォンの方は撮影データを登録します。

#### <注意事項>

・ Web申込みは「**個人払込**」(加入者本人のろうきん口座等から掛金引落を行う方法)のみ申込み可能です。「**事業主払込**」(給与天引き)をご希望の方は書面でのお手続きとなります。

なお、「事業主払込」(給与天引き)は事業主(お勤め先)ごとに実施可否が異なりますので、事業主(お勤め先)のご担当者さまにご確認ください。

### 事業主(お勤め先)のご担当者さまへ

#### iDeCo(個人型確定拠出年金)加入手続きに関するご協力をお願い

① 加入希望者(職員)さまのiDeCoへの加入資格と他の企業年金制度等の加入状況をご確認ください。

② iDeCoへの加入が可能な場合は、別紙の記入方法に沿って必要事項をご記入ください。

なお、以下の場合は**Web申込みができませんので、加入希望者(職員)さまへその旨をご案内ください。**

・ iDeCoの掛金の払込方法が「**事業主払込**」(給与天引き)の場合

・ 国民年金基金連合会への、**事業主(お勤め先)の「事業所登録」が完了しておらず**、iDeCoの「登録事業所番号」が発行されていない場合

※上記に該当する場合は書面でのお手続きとなります。書面でのお手続きの場合は<中央ろうきん>まで必要書類をご請求ください(**Web経由でも資料請求いただけます**)。

なお、ダウンロードいただいた本書類[「第2号加入者に係る事業主の証明書」]は書面でのお手続きにもご利用いただけます。

## ～iDeCoに関するお問い合わせ～

中央ろうきん コンタクトセンター

# 0120-383-837

受付時間 平日 9:00～19:00 / 土日 10:00～17:00

※ 祝日は休業となりますが、祝日が土・日曜日の場合は営業いたします

※ 12月31日～1月3日は休業いたします

# 「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)」の記入方法

- ・太線枠内のみボールペンではっきり、わかりやすくご記入ください。
- ・訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。

The image shows a screenshot of a Japanese form titled "第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)". The form is divided into several sections, each highlighted with a numbered callout (1-8) in a blue box. The form contains fields for personal information, membership details, and payment methods. A red box at the bottom highlights the "個人払込を希望するケース" (Cases where individual payment is desired).

1 2 3

- ・いずれも加入希望者(職員)さまの記入箇所です。

4

- ・事業所名称のフリガナの記入漏れにご注意ください。
- ・証明日は作成いただいた日をご記入ください。記入漏れの多い箇所ですので、ご注意ください。

5

- ・該当する番号をご記入ください。

6

- ・項目『4.事業主の署名等』と一致する場合はご記入不要です。

7

- ・登録事業所番号のご記入は必須です。
- 登録事業所番号が未登録ですとiDeCoへの申込みはできかねますので、必ず事前に事業所登録を行ってください。

8

- ・項目『1.申出者の情報』欄の「希望する掛金の納付方法」の選択に対し、事業主がご対応可能な納付方法をチェックしてください。
- Web申込みは「個人払込」(加入者本人のろうきん口座等から掛金の引落を行う方法)のみ申込み可能です。

# 第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
- 毎月の掛金額には上限があります。詳しくは記入要領でご確認ください。
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- お勤め先への照会等により、事業主の記入欄を無断で作成・変更したと認められた場合、本加入(変更)手続が取り消されることがあります。

- 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
- 選択項目の☑にはし点をご記入ください。

<b>1. 申出者の情報</b>		基礎年金番号	—			
証明を受ける 申出者氏名		希望する 掛金の納付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 事業主払込	<input checked="" type="checkbox"/> 個人払込		
<b>2. 掛金額区分</b>						
☑ 掛金を下記の毎月定額で納付します。 ← どちらかを選択してください → ☑ 納付月と金額を指定して納付します。						
毎月の掛金額	千	0	0	円	別紙の「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください。	
<b>3. 企業型確定拠出年金の加入状況</b> 企業型確定拠出年金に加入している方は以下の項目について確認のうえ、☐にし点をご記入ください。						
☑ 企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページの基礎年金番号、性別、生年月日が、年金手帳または基礎年金番号通知書の内容と一致しています。						
☑ 個人型年金と企業型確定拠出年金を合計した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金の掛金額が自動減額されることを確認しました。						

<b>4. 事業主の署名等</b>	
郵便番号	電話番号 — —
事業所名称 (カナ)	
申出者について、個人型年金の加入資格があることを証明します。	
証明日 令和 年 月 日 ※3ヵ月以内有効	
住所	
事業所名称	
事業主名称(代表者肩書 氏名)	(証明ご担当者名: )

<b>5. 企業年金制度等の加入状況</b>	
下記の該当番号を記入してください。 →	番号
50 国家公務員共済組合(長期) 51 地方公務員共済組合(長期) 52 私立学校教職員共済制度(長期) 53 企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度(長期)	
上記の番号が【53】の場合は、☐にし点をご記入ください。	
☑ 申出者はマッチング拠出をしていません。	
☑ 事業所の事業主掛金は年単位拠出ではありません。	

<b>6. 申出者を使用している事業所の住所・名称等</b>	
郵便番号	電話番号 — —
事業所名称 (カナ)	
住所	
事業所名称	
※「4事業主の署名等」と同一の場合、記入不要。連合会へ登録している名称・住所を記入。	

<b>7. 連合会への「事業所登録」の有無等</b>		
☑ 「事業主払込」で登録済	振込用 登録事業所番号	
	口座振替用 登録事業所番号	
☑ 「個人払込」で登録済	個人払込用 登録事業所番号	
	掛金納付方法	<input checked="" type="checkbox"/> 1:事業主払込 <input checked="" type="checkbox"/> 2:個人払込 <input checked="" type="checkbox"/> 3:振込

<b>8. 掛金の納付方法</b> 必ずいずれかを選択してください
☑ ① 申出者が希望しているため、「事業主払込」とする。
☑ ② 申出者が希望しているため、「個人払込」とする。
☑ ③ 申出者は「事業主払込」を希望しているが、「個人払込」とする。 ▼「事業主払込」が困難な理由を選択してください。 ☑ 「事業主払込」を行う体制が整っていないため。 ☑ その他( )
☑ ④ 申出者は「個人払込」を希望しているが、「事業主払込」とする。

左で①または④を選択した場合のみご記入ください。
☑ ① 振込を選択する。
☑ ② 口座振替で直近12ヵ月以内に引落実績がある。
☑ ③ 口座振替で直近12ヵ月以内に引落実績がない、または不明である。
③ 再度預金口座振替登録が必要な場合、別途「登録事業所掛金引落機関情報登録・変更届」の提出が必要となります。

運用関連運営管理機関 中央労働金庫  
記録関連運営管理機関 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー㈱

受付金融機関

令和 年 月 日

事務処理センター